

利用料金のご案内

(1日あたり)

平成28年4月1日より

※この表は、介護保険自己負担割合2割の料金表です。

《通所リハビリテーション》

	介護報酬通所リハ療養介護費利用者負担分				
	6～8時間	4～6時間	3～4時間	2～3時間 厚生労働大臣の 定める条件あり	1～2時間 個別リハビリ 20分必須
要介護1	1,428円	1,102円	874円	674円	646円
要介護2	1,722円	1,310円	1,024円	784円	708円
要介護3	2,014円	1,518円	1,174円	896円	764円
要介護4	2,304円	1,728円	1,324円	1,004円	822円
要介護5	2,598円	1,938円	1,474円	1,116円	882円

※大規模型通所リハリテーション費（Ⅰ）を算定。（前年度1ヵ月当たり平均利用延べ数900人以内）

介護報酬利用者負担分（非課税）	
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）	460円/月
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）	
開始日から6ヶ月以内	2,040円/月
開始日から6ヶ月超	1,400円/月
短期集中個別リハビリテーション実施加算	
退院・退所後または認定日から3ヶ月以内	220円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	
退院・退所日または通所開始日から3ヶ月以内	480円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	
退院・退所日又は通所開始日の属する月から3ヶ月以内	3,840円/月
若年性認知症利用者受入加算	
若年性認知症利用者を受け入れた場合	120円
入浴介助加算	100円
栄養改善加算	300円/月2
栄養ケア計画を作成（1ヵ月2回を限度、原則3ヵ月）	
口腔機能向上加算	300円/月2
口腔機能改善のための計画書を作成（1ヵ月に2回を限度、原則3ヵ月）	

重度療養管理加算	200円
要介護度3・4・5の方で別に厚生労働大臣が定める状態の方に計画的な医学管理のもとに指定通所リハビリテーションを行った場合	
中重度者ケア体制加算	40円
中重度の要介護者を受け入れる体制を整備し、指定通所リハビリテーションを行った場合	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	36円
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上の場合	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	34/1000
当月算定した法定給付サービス（加算を含む）の34/1000に相当する単位数	

保険外費用負担分（非課税）		
食費	580円	
日用品費	入浴した日	100円
	入浴しなかった日	80円
教養娯楽費		
※クラブ活動により異なります（裏面参照）		

《加算利用料》（非課税）

オムツ代/枚	
尿取りパッド	33円
フラットタイプ	72円
リハビリパンツ	100円
パンツ式オムツ	98円
長時間利用による食事代/回	
朝食	280円
夕食	520円

《日用品に含まれるもの》

- ティッシュペーパー
- ペーパータオル
- タオル、バスタオル
- おしぼり
- シャンプー
- 石けんボディソープ 等

《教養娯楽費について》 材料費として実費相当額となります。

手芸クラブ ー作品500円~1200円程度 (ネット編み、小物入れ、ティッシュケース、バッグ等、
編み物、帽子・マフラー等)

木工クラブ ー作品300円~1000円程度 (本立て、花入れ、椅子等)

陶芸クラブ ー作品500円~1500円程度 (灰皿、湯呑み、銘々皿、コーヒーカップ等)

絵てがみクラブ 参加費(材料費)1回100円程度

※健康管理費(インフルエンザ代など)は実費になります。